

金融負債の分類及び測定要件に関する考え方の比較

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考 の考え方	参考 の考え方
1. 会計基準の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ (組込デリバティブの区分処理の点等について) 会計基準簡素化の要請には対応できていない。 ・ 他方、Frozen credit spread という新たな測定属性を創出することにはつながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡素化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Frozen credit spread の考え方は、新たな測定属性の導入につながるため、会計基準の複雑性が増すとの指摘あり。
2. 金融資産の分類及び測定との一貫性、対称性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産・負債のアプローチに、対称性なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体として、対称的なアプローチ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
3. 公正価値測定の対象 ¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーディング目的の金融負債(デリバティブを含む)について、公正価値で測定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の特性の要件、事業戦略の要件²のいずれかを満たさない場合、公正価値測定の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外である償却原価測定を選択しない限り、公正価値で測定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約上、キャッシュ・フローが元本と金利のみから構成されるものの、償却原価測定の要件を満たさない金融負債について、公正価値で測定される³。

¹ 公正価値オプションが適用される金融負債は、公正価値測定の対象となるが、比較表に記載していない。

² (i)発行等の当初時点で、移転を目的として保有されているものであり、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有しているか、(ii)金融負債がショートセールによるものである以外の場合。

³ 償却原価測定の要件を満たさないものの、契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されている金融負債については、Frozen Credit
財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考 の考え方	参考 の考え方
4. 公正価値測定の対象に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーディング目的の金融負債については、資金運用ポジションの一部を構成するものと考えられるため、公正価値での測定が妥当と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブの他、移転やショートセールを目的とする事業戦略によるものについては、資金運用ポジションの一部を構成するものと考えられるため、公正価値での測定が妥当と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正価値での測定によって、資産・負債のリスクを財務諸表に適切に反映することが可能となると考えられる。 ・ 他方、本来、償却原価で測定することが望ましい金融負債について、公正価値で測定される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されていない金融負債については、公正価値での測定が妥当と考えられる。 ・ 但し、Frozen Credit Spread による測定の対象となる金融負債について、公正価値測定による方が理解が容易との指摘もある。
5. 償却原価測定の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの金融負債が償却原価での測定対象になると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外の定め方、経営者による適用によって、償却原価での測定対象は異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの金融負債が償却原価での測定対象になると考えられる。
6. 償却原価測定の対象に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は金融負債の満期に支払いを行うことが多いことから、通常の事業活動における契約上の支払義務を表わした償却原価による測定は多くの場合妥当と考 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、償却原価で測定することが望ましい金融負債が、償却原価測定とならない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は金融負債の満期に支払いを行うことが多いことから、通常の事業活動における契約上の支払義務を表わした償却原価による測定は多くの場合妥当と考

Spread による測定の対象となるため、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を公正価値から控除した額で測定される。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考 の考え方	参考 の考え方
	えられる。			えられる。
7. 自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正価値オプションが適用される金融負債に関して、OCI に表示され、純利益には表示されない（但し、金融負債の満期前に消滅の認識がされる場合、AOCI についてリサイクリングされない）。 ・ トレーディング目的の金融負債（デリバティブを含む）に関しては、純利益に表示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正価値で測定される金融負債に関して、純利益に表示される。なお、リサイクリングの問題は生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却原価測定の要件を満たさないものの、契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されている金融負債に関して、測定に反映されない。 ・ 契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されていない金融負債、及び、公正価値オプションの適用対象である金融負債（デリバティブを含む）に関しては、純利益に表示される。
8. 複合商品の区分処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来 of 基準と同様、基本的に、デリバティブ of 定義 of 観点を踏まえて区分処理を判断するため、追加的 of ガイダンス of 開発が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分処理は要求されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主契約 of 定義 of 観点を踏まえて区分処理を判断するため、追加的 of ガイダンス of 開発が必要。
9. 経営者 of 恣意性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に応じて区分されるため、（金融資産と比 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品 of 特性と企業 of 事業戦略から定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却原価での測定を経営者 of 選択に委ねるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品 of 契約条件と企業 of ビジネスモデル

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考 の考え方	参考 の考え方
	<p>べて小さいもの) 恣意性の余地は残る。</p>	<p>ため、恣意性の余地は相対的に小さいと考えられる。</p>	<p>とから、恣意性の余地は高い。</p>	<p>から定めるため、恣意性の余地は相対的に小さいと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合商品について、商品設計による利益操作の余地を減じうると考えられる。
<p>10. 従来 of 会計基準との比較と運用可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己の信用リスクに関する定めを除き、従来のIAS第39号と比較して特段の変更がないため、基準の運用可能性についてはある程度検証済。 	<ul style="list-style-type: none"> アプローチは異なるが、現行の米国基準と比較して大きな変更はない。このため、基準の運用可能性についてはある程度検証済。 	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な改訂につながる可能性がある。但し、例外要件によっては、会計処理について、結果として大きな変更がないこともあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> Frozen credit spread の導入、組込デリバティブの区分要件の定め方等について、比較的大きな変更が必要。 Frozen Credit Spread による測定について、実務への適用が困難との指摘あり。
<p>11. 日本基準との比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションの適用や自己の信用リスクに関する取扱いを除き、大きな相違はないものと考えられる。 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクと主契約の経済的特徴及びリスクが ”closely 	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションの適用に関する取扱いを除き、大きな相違はないものと考えられる。 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクと主契約の経済的特徴及びリスクが明らかに ”closely related” か否 	<ul style="list-style-type: none"> 大きく相違する。但し、例外要件によっては、会計処理について、結果として大きな変更がないこともあり得る。 組込デリバティブの区分処理を要求しない。 	<ul style="list-style-type: none"> Frozen credit spread の導入の他、組込デリバティブの区分処理の要件等について、相違がある。

項目	IFRS 第9号	FASB 暫定合意	参考 の考え方	参考 の考え方
	related”か否かで組込デリバティブの区分処理を判定する。	かで組込デリバティブの区分処理を判定する。		